

令和 4 年度における豊島区立図書館の特別整理期間による休館

および国民の休日にかかる館内整理日の変更について

1. 特別整理期間による休館について

(1) 休館期間

- ・中央図書館 令和 4 年 6 月 20 日（月曜日）から令和 4 年 6 月 26 日（日曜日）
（施設共用部の大規模修繕に伴う休館は 7 月 3 日（日曜日）まで）
- ・駒込図書館 令和 4 年 5 月 9 日（月曜日）から令和 4 年 5 月 10 日（火曜日）
- ・巣鴨図書館 令和 4 年 6 月 6 日（月曜日）から令和 4 年 6 月 9 日（木曜日）
（6 月 6 日（月曜日）の定期休館日を含む）
- ・上池袋図書館 令和 4 年 5 月 16 日（月曜日）から令和 4 年 5 月 17 日（火曜日）
- ・池袋図書館 令和 4 年 5 月 23 日（月曜日）から令和 4 年 5 月 24 日（火曜日）
- ・目白図書館 令和 4 年 5 月 30 日（月曜日）から令和 4 年 5 月 31 日（火曜日）
- ・千早図書館 令和 4 年 6 月 14 日（火曜日）から令和 4 年 6 月 17 日（金曜日）

(2) 休館理由

上記期間において、豊島区立図書館（7 館）の資料特別整理（曝書）を行うため。

(3) 休館により停止するサービス

- ・資料の貸出、予約、貸出期間の延長
ただし、各館に設置している「ブックポスト」による返却は可能。
- ・その他、館内におけるサービス全般
※休館中は、資料の取り置き期限、貸出期間を自動的に延長します。

2. 国民の休日にかかる館内整理日の変更について

(1) 変更前の館内整理日

令和 4 年 9 月 23 日（祝）：秋分の日

(2) 変更後の館内整理日

令和 4 年 9 月 26 日（月）

(3) 変更理由

令和 4 年 9 月の館内整理日（休館日）が国民の休日に当たるため、豊島区立図書館設置条例第 4 条の規定により、上記のとおり変更する。

○豊島区立図書館設置条例（抜粋）

（開館時間及び休館日）

第 4 条 館の開館時間及び休館日は、[別表第 2](#) のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

別表第 2（第 4 条関係）（平 27 条例 46・追加）

休館日		豊島区立中央図書館	豊島区立巣鴨図書館 豊島区立池袋図書館 豊島区立目白図書館	豊島区立千早図書館 豊島区立駒込図書館 豊島区立上池袋図書館
	年始	1 月 1 日から同月 4 日まで		
	年末	12 月 29 日から同月 31 日まで		
	定期休館日	毎月第 2 月曜日	毎月第 1 月曜日	毎月第 1 火曜日
	館内整理日	毎月第 4 金曜日（ただし、その日が国民の休日に当たるときは、委員会が別に定める日）		
	特別整理期間	1 年のうち 15 日以内で委員会が別に定める期間		